

平成22年度 事業推進概要

(平成22年12月24日～平成23年3月31日)

京都府暴力追放運動推進センターは、平成22年12月24日から新たに公益財団法人として衣替えをしましたが、これまでと同様、暴力団等反社会勢力からの不当要求等相談、暴力団排除活動の支援等積極的に実施しております。

近年、暴力団は、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、金融業、産業廃棄物処理業等や証券取引といった各種の事業活動へ進出し、企業活動を偽装したり、共生する者を利用したりして一般社会での資金獲得活動を活発化すると共に、民事介入暴力、市民生活に不当に介入するなど一段と巧妙化、不透明化が進み市民の不安は益々高まってきております。

暴力団排除活動の動きは、ここ数年大きな展開を見せており、行政における生活保護、公営住宅等からの排除、企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に基づく職域暴排の取組強化、地域における組事務所撤去活動等住民による暴排活動が力強く展開されております。

この様な中、関係機関、団体等との連携強化に努めながら各種事業活動であります広報、相談、講習、支援の各機能を十分に発揮し、府民の皆様方が気軽に利用できる「暴追センター」として益々定着するよう事業活動を進め、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現をめざし

気軽に相談できるセンター

京都府暴排条例に伴う建設業者等に対する講習

地域、職域暴排組織に対する支援活動

等に重点を置き取り組んできました。

1 広報啓発活動

(1) 広報資料等の作成配布

- 「京都府民だより」に登載
- 犯罪被害者支援リーフレット等に登載
- パンフレット・ビデオ・暴排グッズの作成配布・貸出
- 京阪バス（山科）、京阪宇治交通バス（京田辺）の後部大型看板広告
- マスコミ媒体を活用した新聞掲載等
産経新聞広告「くらしの歳時記」掲載に伴う暴力追放広報
- 各事業所に「暴力追放看板」配分 (2台)
- 責任者講習受講者用配付資料（パンフレット）
不当要求防止責任者教本 (500部)
- ビデオテープ等
NAVI 5 Part II 負けへんで！ DVD 3巻
- ポスターの作成配布
暴排標語ポスター (500部)
- 広報用「暴排条例キャンペーン」のウェットティッシュの配布
(20,000個)
- その他
不当要求防止責任者選任事業所門標（プレート） (960枚)

(2) 行政機関、団体等の発行する広報誌紙等への掲載依頼

京都府発行の「府民だより」・犯罪被害者支援リーフレット等への機関誌などの機会を捉えて、事業内容の掲載を依頼しセンター事業の普及宣伝に努めた。

(3) 暴排資料の配布等

暴排条例施行に伴う各種「横断幕・垂れ幕」の作成、暴排ビデオ・タスキの貸出しやパンフレット・チラシ等を地域・職域研修会及び各種会合等において、配布するなど広報啓発活動に努めた。

(4) 主要な行事等参加支援状況

- 京都府銀行警察連絡協議会 (3月)
- 京都市生活保護暴力団排除対策協議会 (3月)

2 組織活動の支援

(1) 研修会等を通じた支援

地域、職域暴排組織が開催する各種暴排協議会等に専務理事が積極的に参加し、暴排講演・配布資料提供等の支援を行った。

(2) 不当要求防止責任者に対する支援

新しく選任された不当要求防止責任者講習については、対応要領等を身につける絶好の機会であることから、受講者と関連があり理解しやすい事例を選び、ビデオ・ロールプレイング式講習を行った他、実際に取り扱う個々の事案について個別に質問が寄せられた場合には、その都度具体的な指導と支援を行った。

(3) 賛助会員（団体）に対する支援

賛助会員に対して、インターネットメール及びファックスによる情報提供（センターだより等）、平成22年10月15日開催した「みんなの力で暴力・銃器追放京都府民大会」で特別講演された板倉弘政著者の書籍「ヤクザマネー」の配布等不当要求に対する啓蒙・啓発に努めた。

3 相談活動

(1) 相談所の開設

○ 常設相談所

センター事務所において、土・日・祝日を除く毎日、暴力相談を開設（午前9時～午後5時まで）している。

○ インターネット上に当センターホームページ（（H20年開設アクセス数 81,094件）H22年中 16,742件 昨年対比 + 12,146件）及びモバイルサイト運用（（H21年開設アクセス数：1,705件）H22年中 546件 昨年対比 - 586件）による支援。

(2) 相談活動状況（受理状況 H22.12.24～H23.3.31）

	相談受理状況 110件（前年同期対比 -28件）	
相談方法	電話	68件（-10）
	面接	32件（-25）
	インターネット等	10件（+7）
対象別件数	暴力団員	20件（-8）
	右翼標榜者	1件（±0）
	不明	89件（-20）
相談内容	暴力的不当要求行為	62件 約56.4%
	刑法等の罪に関するもの	2件 約1.8%
	暴力団事務所関係	0件 約0%
	離脱・加入強要等	1件 約0.9%
	責任者講習	4件 約3.6%
	その他	41件 約37.3%

(3) 相談活動等に対する広報

京都府・各市町村等発行の広報誌紙及びセンター発行の暴力相談チラシ（3種）を配布し広報に努めた。

4 受託事業（H22.12.24～H23.3.31）

平成23年度4月1日「京都府暴力団排除条例」施行に伴い、京都府、京都市の建設工事入札業者に対する責任者講習受講格付けの臨時講習等を実施し、関連がある理解しやすい事例を選び、ビデオ・ロールプレイング式講習を行った。

(1) 実施回数

	平成22年度	平成21年度	前年同期対比
実施回数	16回	11回	+5回
受講人員	1,043人	588人	+455人

(2) 講習種別と実施回数等

種別	回数（前年同期対比）	受講人員（前年同期対比）
選任時講習	5回（-1）	221人（-124）
定期講習	5回（±0）	195人（-48）
臨時講習	6回（+6）	627人（+627）
計	16回（+5）	1,043人（+455）
センター発足後	762回	42,218人

(3) 職業別受講人員

公務員	交通運輸	金融業等	その他	計
85人 （-26）	0人 （-59）	110人 （+47）	848人 （+493）	1,043人 （+455）

凡例（ ）は、前年対比

※ その他は、建設業等（建設・土木・電気業等）、食品販売業、飲食業、行政書士、保護司等

(4) 使用教材等

- 不当要求防止責任者教本(実務編・法令編・対応編)
- 講習用資料パンフレット等
 - ・ 行政対象暴力の現状と対策
 - ・ 民暴相談しおり
 - ・ 暴力団情勢と対策
 - ・ 企業対象暴力の現状と対策
- 暴排ビデオ等の効果的活用
「黒い契約者～不当要求を許さない社会～」 「シャットアウト」
「社会 VS 暴力団～暴力団、社会から孤立へ～」
- 受講修了書等の交付（配布）
 - ・ 受講修了書（選任時講習受講修了書・定期講習受講修了書・臨時講習受講修了書）
 - ・ 「不当要求防止責任者選任事業所」プレート

5 救済事業

(1) 見舞金等支給状況

種 別	件数	内 容
保護活動支援金の支給	2件	<ul style="list-style-type: none">○ 被保護者33才男性は、暴力団組織に加入し組長運転手として活動していたが、組織から脱退を決意して抜けたものの組織からの追い込みを受けるなどしたことから警察の保護を求めてきたもので、同会長の事件捜査と連動した保護の必要から府警組対二課との協議のうえ5万円支給した。(2月)○ 被保護者22才女性は、暴力団員の元内妻であったが、復縁を迫られて身を隠すためビジネスホテル等転々とし、警察に被害届を出し保護を求めてきたことから5万円支給した。 － 被疑者検挙 － (2月)
見舞金の支給	1件	<ul style="list-style-type: none">○ 被害者51才男性は、従業員アルバイトとして稼働していたものであるが、元暴力団員であった先輩従業員から子分としての扱いを受け、指導名目により因縁をつけられ暴行を受け、被害届を提出し警察に保護を求めたことから3万円支給した。－ 被疑者検挙 － (2月)

6 研修活動

全国専務理事等研修会

2月9日、東京・九段会館において全国暴迫センターが主催する「全国暴迫センター専務理事等研修会」に参加し、研修テーマについて意見発表を行った。

7 その他

公益法人制度改革に伴う関連3法（平成20年12月1日施行）に基づき当暴迫センターは、平成22年12月24日、公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターとしてスタートした。これに伴い平成23年2月1日公益財団法人初の臨時理事会・臨時評議員会を開催して財団法人解散に伴う事業報告・決算報告等、公益財団法人設立に伴う22年度末までの約3か月分の事業計画・事業予算・役員人事等の承認を受けた。

引き続き、3月1日通常理事会、3月17日臨時評議員会を開催して平成23年度（通年）の事業計画・事業予算・役員人事(理事長交代等)等の承認を受けた。